

お願い

令和7年度

公営児童クラブ加入申込み（通年・夏休み）について

申込み期間：令和6年11月1日（金）～11月29日（金）

公営児童クラブでは、通年利用を目的とする「**通年児童クラブ**」と、夏休み期間のみの利用を目的とする「**夏休み児童クラブ**」の申込み受付を、令和6年11月に行います。「通年児童クラブ」と「夏休み児童クラブ」の両方に申し込むことはできません。

【「通年児童クラブ」「夏休み児童クラブ」共通事項】

- 1 就労による加入要件は、勤務終了時間が15時以降で、1日4時間以上、平日週3日以上、月12日以上の勤務であること、その他の理由の場合も含め、同居する直系親族で65歳未満の方（令和7年4月1日時点）が対象となります。
- 2 開所時間内に、原則保護者等成人の方の送り（学校休業日のみ）・迎えをクラブ室入口までお願いします。迎えは、必ず児童クラブ終了時刻（19時。ただし、18時以降は延長料金が必要）までをお願いします。
学校休業日の入室は、7時45分（土曜日は7時30分※通年児童クラブのみ）からです。
- 3 延長利用については、別途申込書が必要です。
- 4 クラブ利用開始前に、スポーツ安全保険（年額800円の予定）への加入が必要です。
- 5 施設の状況などから申込者全員の受入れができない場合もあります。
- 6 申込み期間終了後も随時申込みは可能ですが、期間内の申込み者が優先されます。
- 7 加入申込期間（令和6年11月29日）を過ぎたあとに、「通年児童クラブ」と「夏休み児童クラブ」の申込区分の変更をする場合、申込期間終了後の受付対応となります。
- 8 就労証明書の事業所記入欄は必ず就労先の事業所が記入してください。個人（保護者）による記入と見受けられる場合は、事業所へ事実確認をします。
- 9 今後内容が変更になることもあります。

－裏面あり－

【 通年児童クラブ 】

- 1 通年児童クラブは、令和7年4月から1年を通して利用される方が対象です。
1か月間、児童クラブの利用がなくても、在籍している場合はクラブ費が発生します。
- 2 受入れの可否は、令和7年2月中旬頃までに各児童クラブから連絡しますが、申込者多数などの事由で判定に時間がかかり、連絡が遅れる場合もあります。
市からの加入承認通知書は令和7年4月1日付けで交付します。
- 3 土曜日については、数クラブの児童を1か所の拠点クラブに集めて受入れます。
- 4 校区内に第一・第二など複数の公営児童クラブがある場合、児童のクラブ振り分けについては、生涯学習課で行います。
- 5 校区外通学をしている児童は、校区外通学要件により児童クラブを利用できない場合があります。
※校区外通学となる場合は、加入申込時に必ず児童クラブ支援員へお声かけください。

【 夏休み児童クラブ 】

実施場所（予定）

- ①玉川小（2クラブ） ②二川小 ③高師小 ④天伯小 ⑤青陵中（牛川校区）
⑥青少年センター（汐田校区） ※ 研修棟4階、エレベーターはございません。

- 1 夏休み期間中の平日のみ、市内6校区7か所の拠点開設を予定しております。
- 2 加入申込は、第3希望まで選択してください。第1希望のみであった場合、他校区への希望はないものとし、他校区へのご案内・調整はいたしません。
- 3 加入申し込みは、生涯学習課 HP から電子申請にて行ってください。
- 4 令和7年4月初旬に、就労証明書の提出依頼を郵送にて行います。就労証明書は、「最寄りの公営児童クラブ」または、「生涯学習課」へご提出ください。令和7年度中に提出いただいた就労証明書を有効な書類として取り扱います。
- 5 加入可否の通知は、就労証明書等の審査を経て、令和7年6月頃を予定しております。



夏休み児童クラブ加入申込み